

令和5年7月20日開会

令和5年7月20日閉会

令和5年7月

甲府地区広域行政事務組合議会臨時会

全員協議会会議録

甲府地区広域行政事務組合議会

開会時間 午後 1 時 4 6 分

○**輿石修議長** ただ今から、全員協議会を開会いたします。

議案審査の前に長谷川次長兼企画財政課長から貢川出張所の移転等の現状について西消防署新庁舎整備に係る検討状況について及び消防指令業務等の共同運用に係る検討状況について報告したい旨の申し出がありましたのでこれを許します。

はじめに貢川出張所の移転等の現状について報告を受けます。

長谷川次長兼企画財政課長。

○**長谷川次長兼企画財政課長** 企画財政課長の長谷川でございます。

この場をお借りいたしまして、貢川出張所の移転等の現状について、ご報告させていただきます。

お手元に国道 5 2 号線道路拡幅工事に伴う貢川出張所の移転等の現状についてと題しました図面をご用意させていただきましたのでご覧ください。

こちらの資料につきましては、国道 5 2 号線、通称美術館通りにあります貢川交差点付近の図面となります。現在のところ、貢川交差点の東側まで、国道 5 2 号線拡幅工事が進められているところがございますが、同交差点の西側には、貢川出張所があり、青で囲まれた範囲が甲府市から無償貸与されています貢川出張所の敷地、緑色で囲まれた範囲が出張所の建物となります。

また、赤い線が国土交通省関東地方整備局で進めます国道 5 2 号線道路拡幅工事の計画線となっております。

ご覧のとおり、貢川出張所車庫前の作業スペース及び建物の一部が計画線上にかかることから土地所有者であります甲府市とともに、国土交通省甲府河川国道事務所と、建替えや移転などにおけます公共補償の範囲等について、協議を進めてまいりましたが、本年 6 月 8 日に同事務所から現在の状況説明があり、令和 5 年度については、事業費の予算が確保できておらず、今後の見通しが立っていないことから、公共補償の協議に進展がない状況であるという説明でございました。

今後につきましては、国からの連絡を待ち、事業を進めて行きたいと考えております。貢川出張所の移転等の現状についての報告は、以上でございます。

○**輿石修議長** 以上で報告が終わりました。

この件について、質問がありますか。

山田議員。

○山田厚議員 公有地のほうでは、今後の見通しが立たないことを伝えておりますが、拡幅の計画線を明らかにし、この場合、甲府市が持っている公的な用地だけでなく、民地も係わってくると思いますので、どのようになっているのでしょうか。この関係の交渉等、甲府だけ遅らされていると困りますので、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

○興石修議長 長谷川次長兼企画財政課長。

○長谷川次長兼企画財政課長 お答えいたします。土地に関しましては、甲府市の所有になります。近隣の民地につきましては、誠に申し訳ございませんが、私どもは聞き及んでいないところでございます。以上でございます。

○興石修議長 山田議員。

○山田厚議員 その辺のところを明らかにしておかないと道路の問題で行き詰ってしまうし、よくないと思いますので、是非、その辺のところの改善なり、交渉をお願いしたいと思います。以上です。

○興石修議長 そのほか、質問がありますか。

なければ、この件に関しましては、以上で終了いたします。

続いて、西消防署新庁舎整備に係る検討状況について報告を受けます。

長谷川次長兼企画財政課長。

○長谷川次長兼企画財政課長 企画財政課長の長谷川でございます。

この場をお借りいたしまして、西消防署新庁舎整備に係る検討状況について、ご報告させていただきます。

なお、資料等は、ご用意いたしておりませんので、口頭での報告となります。

西消防署新庁舎整備につきましては、3月組合議会定例会でもご説明させていただいたところでございますが改めてご説明させていただきますと、西消防署は建設から49年が経過し、施設の老朽化、狭隘化等により、建替えを検討しているところでございます。

現状では、敷地内にある水路や高圧線の問題、また、物価高の影響や緊急防災・減災事業債を適用するために必要な嵩上げの高さが前面道路から1m以上となることから近隣住民に対する影響や、更には資機材等の不足や作業員の確保が非常に困

難な状況にあり、緊急防災・減災事業債の期限であります令和7年度末までに工事を完了することが非常に難しい状況にあることから、周辺地域を含め慎重に協議を行っているところでございます。

西消防署新庁舎整備に係る検討状況についての報告は、以上でございます。

○**興石修議長** 以上で報告が終わりました。

この件について、質問がありますか。

なければ、この件に関しましては、以上で終了いたします。

続いて、消防指令業務等の共同運用に係る検討状況について報告を受けます。

長谷川次長兼企画財政課長

○**長谷川次長兼企画財政課長** 企画財政課長の長谷川でございます。

この場をお借りいたしまして、消防指令業務等の共同運用に係る検討状況について、ご報告させていただきます。

なお、資料等は、ご用意いたしておりませんので、口頭での報告となります。

こちらにつきましても、3月組合議会定例会でご説明させていただきましたが、改めてご説明させていただきます。

まず、消防指令業務等の共同運用とは、現在、各消防本部が個別に運用しています消防指令センターを1か所に集約しまして、24時間体制で119番通報を受信し、その通報内容から災害の発生地点や災害種別を決定し、救急隊や消防隊への出動指令や現場活動の支援を一貫して行うものであります。

共同運用により得られる効果としましては、はじめに、災害情報の一元的な把握による効果的・効率的な応援体制の確立に伴う住民サービスの向上、次に、整備費、維持管理費等の削減による財政効果、最後に、消防指令センターへの集約に伴う人員の効率化による人的効果が見込まれるものでございます。

このような効果が見込まれますことから、国中地域にあります甲府地区・峡北・笛吹市・峡南・東山梨・南アルプス市の6消防本部におきまして、昨年5月、山梨県国中消防指令業務等共同運用検討会を設置し、消防指令業務等の共同運用について、調査及び検討を行っているところでございます。

現在の検討状況でございますが、山梨県国中消防指令業務等共同運用連携・協力実施計画を策定しまして、本年5月12日付けで山梨県に提出を行い6月29日に、

山梨県消防連携・協力推進計画に定めます連携・協力対象市町村に6消防本部を組織します15の市町が指定されたところでございます。

また、消防指令業務等の共同運用により得られます財政効果や人的効果について、6消防本部が有益性を享受できますよう各種費用の按分方法や負担割合、各消防本部からの派遣人員数について、検討会総務部会において、引き続き協議を重ねているところでございます。

今後につきましては、合同専門部会、検討会での協議を経まして、7月中には検討結果報告書を作成し8月中には、協議会設置に向け仮称ではございますが山梨県国中消防指令業務等共同運用準備委員会の設置を目指してまいります。

消防指令業務等の共同運用に係る検討状況についての報告は、以上でございます。

○**興石議長** 以上で報告が終わりました。

この件について、質問がありますか。

山田議員。

○**山田厚議員** 指令の共同運用自体に反対するものではなくて、しかし、消防力の整備指針を見ても人的にも、体力においても差があります。その辺のところを今後、調査、研究していくのがかなり重要になってくるかと思えます。大きな変更となる可能性があるわけです。

大きな変更というと確か15年ほど前に山梨県全体を消防本部一つにしようとする案が出されて、結局のところ各自治体での財政、つまり消防本部ごとの財政、給与の問題、労働条件の問題、それから通勤の関係などで行き詰った。そういうところで課題になったと思っています。今回も共同指令、共同運用もいいのですが、これからの地域的な状況もあります。人的な配置もあります。そういう関係でどのように調査、研究されていくのか。その場合には、必ず今おっしゃったメリットだけでなく、様々なデメリットもあるかと思えます。その辺のところも、しっかり確認していただきと思えますがいかがでしょうか。

○**興石修議長** 長谷川次長兼企画財務課長。

○**長谷川次長兼企画財政課長** お答えいたします。今回の共同指令業務につきましては、消防の広域の足がかりという位置づけで、まずは消防の連携協力の一つとして、消防の指令業務の共同運用を行うものでございます。その枠組みにつきまして

は、県一10消防本部また、国中6消防本部と協議をしてきたところでございます。調査研究する中で、国中6消防本部で更に当消防本部の3階の指令センターを活用し、使える設備や既存の設備の流用などの方法でやったところ、有益性が確認できたことで国中6消防本部の枠組みでまずは、今後の共同運用を進めることになったものであります。

今後につきまして、先ほど議員が言われたとおり、メリットだけでなくデメリットについてのお話がありましたが、デメリットにつきましては、全国的な例でいいますと広範囲になることで職員の通勤時間にかかる負担が大きくなるといわれているところではありますが、国中6消防本部といいますと国中地域からの出勤となります。さほど大きな負担ではないと考えております。また、これまで消防本部管内だけの地理だけを覚えておけば良かったものが、国中6消防本部の地理をすべて覚えなければならないという中で、職員に大きな負担がかかると全国的にいわれております。これに関しましては、共同運用に関しまして、令和8年4月1日の運用を目指しているところでございますが、令和7年度中に事前研修の期間を設けまして、この期間の中で、今まで経験をしたことのない他の消防本部管内の地理状況も事前に研修する中で職員の負担軽減に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○**奥石修議長** 山田議員。

○**山田厚議員** 随分、検討していただくとおもいますが、8月中は少し早いかなと気がします。国中のところで6消防本部となってくると山梨県の人口の80%くらいになってくると思います。こういうところでどのようにしていくのか。地域面積でいうと60%くらいになるかと思えます。これらの地域的な問題を例えば、職員の方の移動手段についてもそんなことはないでは簡単には済まされないとおもいます。

その辺のところを丁寧に詰めていただかないといけないと思います。

それになによりも、職員の数が全国平均よりも甲府消防は足りないけれども、なおかつ、これら6消防本部全体の他の5消防本部をみても、先の消防施設整備計画において確か3年に一度の実態調査によると笛吹は、人的には52%くらいしか満たしていない。峡北のほうは56%。立派なのは南アルプスぐらいで、甲府より水準が低い。甲府より水準が低いということは人的対応が十分でないとなってくると

思います。その辺のところを慎重にかかわらないと甲府だけが負荷がかかる。そんな気がしますので是非丁寧な対応でお願いしたいと思います。要望で終わります。

○**輿石修議長** そのほか、質問がありますか。

なければ、この件に関しましては、以上で終了いたします。

それでは、議案審査に入ります。

この全員協議会におきましては、議案第8号から議案第9号までの審査を行います。

はじめに、議案第8号甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について当局の説明を求めます。

貴家予防課長。

○**貴家予防課長** 予防課長の貴家でございます。

それでは、議案第8号甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案目録の1ページから3ページと併せまして、議案第8号資料1と書かれました甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の議案概要をご覧ください。

新旧対照表につきましては、議案第8号資料2と書かれました甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の新旧対照表をご覧ください。

左側が改正後のまた右側が改正前のそれぞれ条文となっております、下線部分が改正箇所となっております。

はじめに、議案提出の目的であります、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正及び健康増進法の一部改正に伴い、火災予防上必要な所要の規定の整備を行うため、甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

それでは、議案の内容につきましてご説明させていただきます。

本条例は、急速充電設備及び喫煙等に関する規定の見直しについて定めているもので、急速充電設備の定義の見直しにつきましては、現在普及している急速充電設備の実態を踏まえ、急速充電設備の定義等を見直しするものでございます。

喫煙等に関する規定の見直しにつきましては、健康増進法上、設置することとなる喫煙専用室標識が設置されている場合は、火災予防条例で設置することとなっている標識を設置しなくても良いことなど、所要の整備を行うものであります。

恐れ入りますが、議案第8号資料3急速充電設備に係る条例改正の概要・要約版をご覧ください。

はじめに、急速充電設備とは、電気を内部で変圧して、電気自動車等に充電用ケーブルを用いて充電する設備となります。

次に、改正理由につきましては、従来の急速充電設備は設備本体とケーブルが一体となって充電する一体型の設備が一般的となっていました。

近年、急速充電設備本体と充電ケーブル部分が分離した分離型が設置されていることから、設備の出力の上限撤廃、位置、構造及び管理に関する基準を見直すものであります。

主な改正内容は、急速充電設備の定義等としまして、電気自動車等に充電する設備から電気自動車等に急速充電設備のコネクターを用いて充電する設備に改め、出力上限を撤廃するものであります。

また、充電対象の電気を動力源とする自動車等から電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものに拡大するものであります。

次に、分離型の定義がこれまで規定されていませんでしたが、変圧する機能を有する設備本体と充電ポストで構成されるものを分離型の急速充電設備と規定するものであります。

最後に、緊急停止措置等としまして、これまで手動で緊急停止できる措置を講ずることとされていたものを手動で緊急停止でききる装置を、設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作できる箇所に設けることとされたものであります。

次に、次ページとなります議案第8号資料4喫煙等に関する規定の見直しの概要・要約版をご覧ください。

健康増進法に規定します喫煙専用室標識が設置されている場合は、火災予防条例に基づく標識の設置は省略できるものとなります。

禁煙及び喫煙所につきましては、J I S日本産業規格とI S O国際標準化機構の

定めた図記号を用いた標識となります。

火気厳禁につきましては、図記号の変更はありません。

議案第8号資料1 議案概要にお戻りいただきまして、施行日につきましては、臨時議会議決後、公布の日からでございますが、第11条の2の急速充電設備に関する改正規定につきましては令和5年10月1日の施行とするものでございます。

なお、議案概要に記載はございませんが、条例改正に伴う経過措置としまして、第11条の2に規定する急速充電設備に関する改正後の規定につきましては、改正規定の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がなされているものは、なお従前の例によるものとするほか、第23条の喫煙等に関する改正後の規定につきましては、同条第3項第2号の規定中、喫煙専用室標識とあるのは、当分の間、健康増進法の一部改正に伴う法令により、読み替えができるものとする、また、改正規定の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がなされているもので、標識と併せて設ける図記号のうち第23条第4項の規定に適合しないものについては、なお従前の例によることとするものでございます。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○**興石修議長** 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第9号財産の取得について、当局の説明を求めます。

今村総務課長。

○**今村総務課長** 総務課長の今村でございます。

それでは、議案第9号財産の取得についてご説明申し上げます。

恐れ入ります、お手元でございます令和5年7月当組合議会臨時会議案目録の5ページをお開きいただきたいと思います。

議案第9号の案件につきましては、令和5年度当初予算に計上しております車両2台の購入につき、当組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に

関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決をいただく必要がございますので、本臨時会にこの案件を提出するものでございます。

取得物件の品名及び数量等につきましては、現在運用している武田出張所及び湯村出張所の消防ポンプ自動車で、更新基準により15年を目安としており、予備車の老朽化も著しいことから、経年劣化等を考慮し、消防ポンプ自動車2台を取得するものであります。

なお、参考といたしまして、議案第9号資料1に同等の消防ポンプ自動車の写真をご用意しておりますのでご確認願いたいと存じます。

次に車両2台の入札に関しましては、本年6月2日、当本部におきまして11者による指名競争入札を行いました。

その結果、ジーエムいちはら工業株式会社東京営業所が8,756万円で落札したものであります。

この案件につきましては、本臨時会による議決が得られたならば、正式に契約を締結し、令和6年3月に配備する予定であります。

以上で、議案第9号財産の取得についての説明を終わらせていただきます。

ご審査のほど、お願い申し上げます。

○**興石修議長** 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で議案第8号から議案第9号までの全員協議会における審査を終了いたしました。

○**興石修議長** 山田議員。

○**山田厚議員** 全員協議会は、本広域消防のいわば委員会機能にも当たりますので、是非、その他の項目も今後は維持していきたい。今回もよろしかったらその他の項目ということで発言なり質疑の時間を用意していただけるとありがたいと思います。

○**興石修議長** 皆さんに諮りしますが、今回は、議長権限ということでその他の発言を許してもよろしいでしょうか。

異議なしと認めます。

それでは山田議員。

○山田厚議員 前も全員協議会のその他で議論をしていたはずですが、簡単にお聞きしますが、確か来年度に女性職員、女性吏員の数を確か5%にしようとする話が国からも出ていたと思います。そこで本広域消防ではどうなのか現状を教えてください。

○興石修議長 田中次長兼人事課長。

○田中次長兼人事課長 ご質問の女性吏員の状況につきまして、令和5年4月1日現在、12名の女性吏員がいます。パーセントで3.7%という状況でございます。以上になります。

○興石修議長 山田議員。

○山田厚議員 全国的にはトレンドの段階で3.4%ぐらいで、来年度5%は無理だろうという全国の状況もありますから、そういう意味で甲府は、やや頑張っているかなになるかと思います。

ただし、女性の働きやすい環境で、例えばトイレや仮眠室、浴室は、どのように整備されていますか。それから女性でいくつかの消防署では、甲府も多分そうだと思いますが、マタニティの対応ができている話も聞いています。マタニティの制服の辺りのことを教えてください。

○興石修議長 今村総務課長。

○今村総務課長 女性職員の施設のご質問ですが、現在、当本部では、3つの消防署のうち中央と南消防署に女性の別室がございます。西消防署には、現在ないわけですが、中央と南で女性職員8名が夜間勤務できることになっております。施設の内容としましては、女性用更衣室、仮眠室、トイレ、ユニットバス、洗濯スペースなどがございまして男性同様、快適に勤務できるような環境を維持しています。以上です。

○興石修議長 田中次長兼人事課長。

○田中次長兼人事課長 ご質問2点目のマタニティの制服の関連につきまして、現在、出産を予定している職員に対しましてマタニティ用の制服を貸与しており、快適な職場の環境になるように対応している状況です。以上です。

○興石修議長 山田議員。

○山田厚議員 是非、女性職員にとって快適な職場を目指さない限り、女性はなかなか入ってくれないと思います。5%でもけっこう大変な訳ですから、その努力を続けていただきたいと思います。

ところで、女性は、30キロ以上の重量物を断続的に持つてはいけないことが日本の労働法に決められています、ただ、消防の関係でいったら引きずっても構わないようないい方をしています。と同時に有害物質の関係もあります。そういう意味で女性にとっての相応しい職場とちょっと苦手な職場がありますから例えば日勤職場を重点にするとか、救助ではなくて救急の方を考えるなど、そういった配慮を今後ともやっていただきたいと思います。

それから消防の職員委員会の機能、女性の意見も是非ともいっぱい出していただいて働きやすい環境を目指していただきたいと思います。以上で終わります。

○興石修議長 皆さん、ほかにありませんか。

○興石修議長 新海議員。

○新海一芳議員 先日も聞こうと思ったのですが、場がなくて言えませんでした、3市1町の甲府広域行政で4自治体は、今まで甲府広域で考えれば、これは連携していると私は思います。その中で防災協定を4自治体で結んでいるのでしょうか。そこをまず知りたいと思います。

○興石修議長 新海議員、ただ今の質問は、市町が所管する防災にかかるもの又は消防業務の範囲を超えた内容になります。防災については、所管でないので、防災以外に変えていただければと思います。

新海議員。

○新海一芳議員 そういうことであれば、私とすればこういった機会が4自治体が一致同じ方向を向いて広域組合をやっているわけですから是非、そこは一つになっていろいろな部分で手を組みながら、それこそ県内の見本となる組合になるじゃないかと思ったので言わせていただきました。お答えは結構ですので私の想いでございます。以上です。

○興石修議長 その他で皆さんよろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

閉会時間 午後2時20分